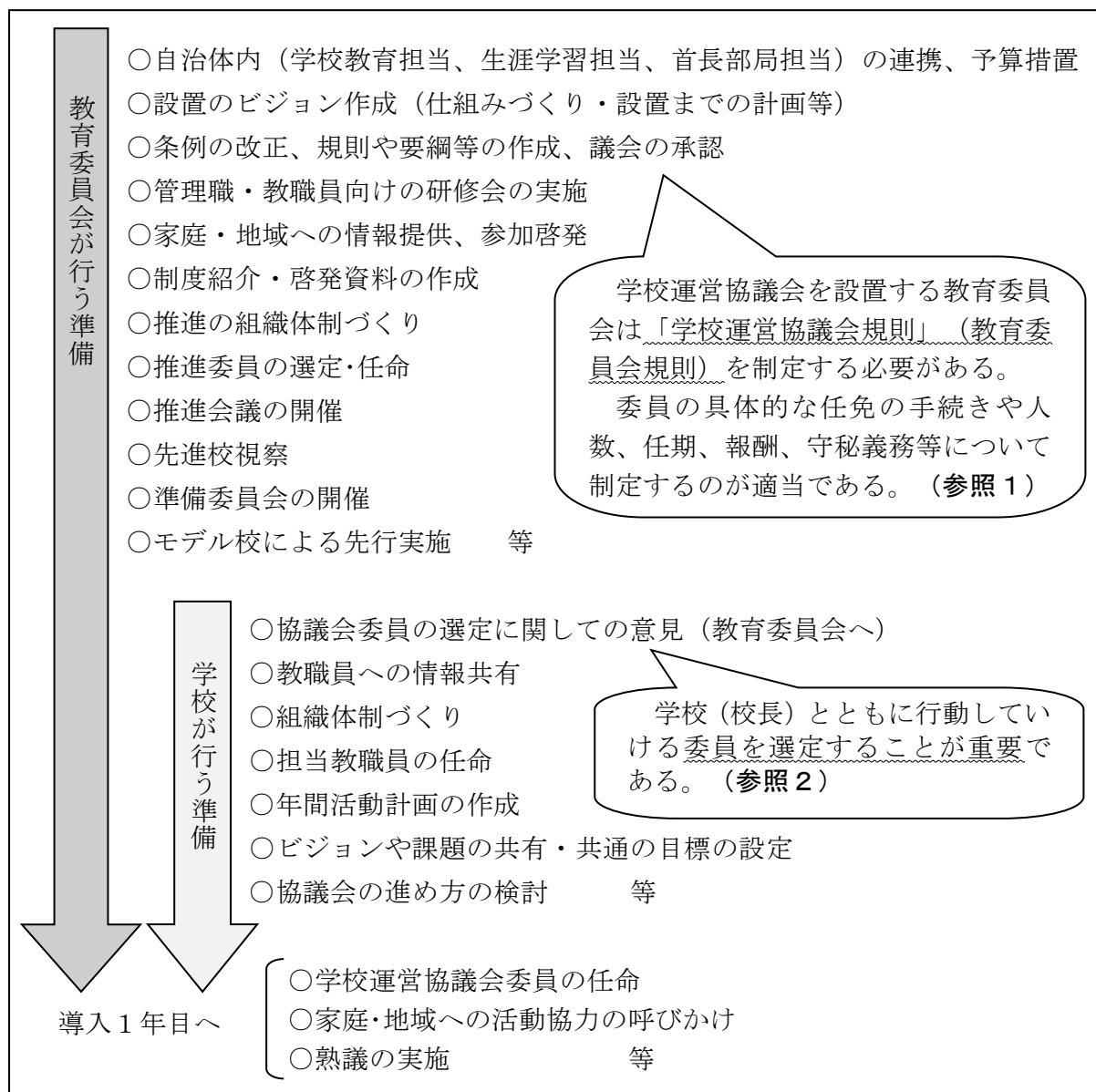


Q 6 : 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を導入するまでの流れや準備することを示してほしい。

A : 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第 47 条の 5）」に基づく制度である。学校運営協議会は、教育委員会によって学校に設置され（複数学校で一つの協議会設置も可）、その委員は、その学校、その地域の実情に合わせ、教育委員会が任命することになっている。

この制度を導入するまでには、家庭や地域への理解を得ながら、条例や規則の制定をしたり、準備委員会や研修会を開催したりと、ある程度の期間（1～2年程度）が必要である。そのために、計画的に準備や整備をしていくことが望まれる。



### ※学校評議員制度との違い

「学校評議員制度」は、これまでに多くの学校で導入され、開かれた学校づくりに向けて一定の役割を果たしてきた。しかし、学校評議員制度は、校長の求めに応じて個人的に意見を述べる体制であり、校長の諮問的な機関という意味合いが強い。

「学校運営協議会制度」は、校長の求めに応じて意見を述べるだけでなく、「合議体」として一定の権限と責任を持って学校運営に参画する体制である。「学校評議員制度」を発展させ「学校運営協議会」に移行しているケースも多く見られる。

【「学校運営協議会規則」作成のポイント（教育委員会が作成）】（参照1）

管内の学校に学校運営協議会を設置する教育委員会は、「学校運営協議会規則」（教育委員会規則）を制定する必要がある。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」による規則であることを明記する。

学校運営協議会規則の項目（例）		
目的	趣旨	設置
学校運営に関する基本的な方針の承認	学校運営等に関する意見の申し出	
学校運営等に関する評価	住民の参画の促進等のための情報提供	
委員の任命	守秘義務等	任期
報酬	会長及び副会長	議事
会議の公開	研修	委員の解任 等

学校運営協議会委員は教育委員会が任命する。委員は、校長が作成する基本方針の承認等の一定の権限を持つことから、「特別職非常勤の地方公務員」として任命される。

【学校運営協議会委員を選出するときのポイント（学校が選出への意見を述べる）】（参照2）

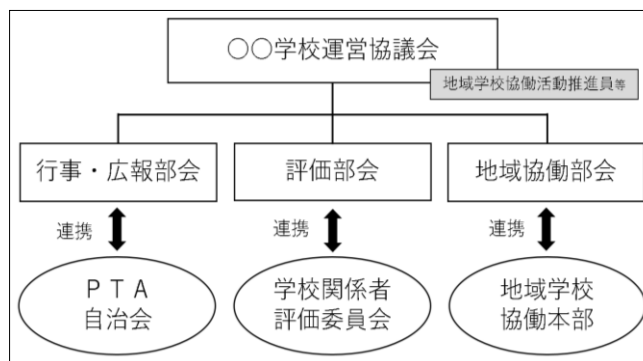
学校運営協議会の委員構成や人数、任期については、教育委員会規則で定めることになるが、実質的で活発な議論を通じて一定の方向性を決定できる程度の人数が必要である。何より、学校（校長）とともに行動していける委員を選定することが重要である。

委員には、保護者や地域住民、地域学校協働活動推進員（コーディネーター）等のほか、学校や地域の実情に応じて、大学教授等の有識者、教育委員会事務局職員（指導主事・社会教育主事等）等も考えられる。組織体制も段階的に整備していくことが望ましい。

**委員の例**

- ・ 自治会代表      ・ 公民館代表
- ・ P T A 代表（保護者代表）
- ・ 地域学校協働活動推進員
- ・ 婦人会代表      ・ 同窓会代表
- ・ 青年会議所代表
- ・ 民生委員会代表
- ・ おやじの会代表
- ・ 接続する中学校の校長
- ・ 伝統芸能保存会代表
- ・ 学校担当指導主事
- ・ 当該校 校長 等

下図のように、学校運営協議会の下部組織に部会を置くケースもある。その際は、地域の人々との広いネットワークを持つコーディネーター的役割の方（地域学校協働活動推進員等）が、学校運営協議会の委員になるケースが多く見られる。



【参考資料】

- ・ 「コミュニティ・スクール 2018～地域とともにある学校づくりを目指して～」 H30 文科省
- ・ 「『学校運営協議会』設置の手引き コミュニティ・スクールのつくり方」 R元.10 文科省